

平成28年第11回（9月）袖ヶ浦市教育委員会定例会議事録

- 1 開催日時 平成28年9月28日(水) 午後2時50分 開会
午後4時30分 閉会

- 2 開催場所 袖ヶ浦市役所 2階第（一）会議室

- 3 出席者

教育長	川島 悟	教育長職務代理者	山口 修
委員	多田 正行	委員	福島 友子
委員	中村 伸子		

(欠席委員) なし

- 4 出席職員

教育部長	井口 崇	教育部次長 (兼教育総務課長)	森田 泰弘
教育部参事 (兼学校教育課長)	今宮 公雄	教育部参事 (兼生涯学習課長)	原田 光雄
体育振興課長	林 健司	中央図書館館長	簗島 正広
教育総務課副参事	溝口 輝	教育総務課班長	葛田 陽子
教育総務課副主査	山田 倫志		

- 5 傍聴定員と傍聴人数

傍聴定員	5人
傍聴人数	0人

- 6 議 題

日程第1 前回会議録の承認について

日程第2 今回会議録署名人の選出について

日程第3 教育長・教育部長報告

日程第4 議案

議案第1号 袖ヶ浦市奨学資金貸付条例の一部改正について

議案第2号 袖ヶ浦市立幼稚園保育料等の減免措置に関する規則の一部を改正する規則の制定について

議案第3号 袖ヶ浦市スポーツ推進委員の委嘱について

議案第4号 平成28年度袖ヶ浦市教育委員会表彰について

日程第5 報告

報告第1号 「平成29年度千葉県教育予算及び人事に関する要望書」について（千葉県市町村教育委員会連絡協議会・千葉県都市教育長協議会・千葉県町村教育長協議会の連名による要望）

日程第6 その他報告

(1) 平成28年第3回（8月招集）袖ヶ浦市議会の報告について

(2) 放課後児童クラブによる中川小学校校舎の目的外使用について

(3) その他

7 議 事

日程第1 前回会議録の承認について

教育長 第10回袖ヶ浦市教育委員会の会議録の承認について、賛成の挙手を求める。

教育長 全員一致で承認された。

日程第2 今回会議録署名人の選出について

教育長 山口教育長職務代理者を指名した。

日程第3 教育長・教育部長報告

教育長 第66次千葉県教職員組合君津支部教育研究集会（8月18日）、イングリッシュフェスタ（8月19日）、第1回幼児教育カリキュラム作業部会（8月25日）、プロ野球イースタン・リーグ公式戦2016 in 袖ヶ浦（8月28日）、図書館振興財団取材及び撮影（9月1日）、武道教育地域連携指導者第2期交付式（9月9日）、十五夜コンサート～古民家で楽しむ和と洋の調べ～（9月10日）、市内中学校体育祭巡回（9月10日）、第27回房総子どもかるた大会（9月18日）に出席した。

教育部長 長浦地区行政懇談会（8月20日）、第3回公民館運営審議会（9月9日）に出席した。

日程第4 議案

議案第1号 袖ヶ浦市奨学資金貸付条例の一部改正について

教育長 事務局に説明を求める。

教育部次長（教育総務課長）

経済的理由によって修学困難な者に対する奨学資金の貸付による支援を充実させるため、奨学生の資格要件の緩和等を行うべく、袖ヶ浦市奨学資金貸付条例の一部を改正したいので、袖ヶ浦市教育委員会の議決を求めるものである。

本市の奨学資金貸付制度は、経済的理由による修学困難な生徒等に対して、奨学資金を貸し付けることにより修学を容易にし、有為な人材を育成することを目的としており、成果をあげてきている。しかし、近年の経済状況を背景に、家庭の収入が減少する一方で大学等の授業料が上昇し、高等教育の学資を取り巻く状況が変化しているため、修学困難な者に対する奨学資金の貸付による支援を充実させるべく袖ヶ浦市奨学資金貸付条例の一部を改正しようとするものである。

主な改正内容は、日本学生支援機構奨学金や千葉県奨学資金などの類似の貸与型奨学資金や千葉県奨学のための給付金などの給付型奨学資金との併用を認めることにより、資格要件を緩和する。また、延滞利率を年7%から年5%に引き下げるものである。施行期日は平成29年4月1日とする。

教育長 委員に質疑を求める。

山口教育長職務代理者

現在、奨学資金を借りている方はどのくらいいて、そのうち、延滞利息がかかっている該当者は何人いますか。

教育部次長（教育総務課長）

貸付をしているが償還に至っていない方も含め、平成27年度の実績で196人いる。

平成27年度当初には滞納している者がいたが、年度内にすべて解消されたので、現在、償還の遅れている者はいない。よって、延滞利息を払っている者はいない。

（他に質疑なし）

教育長 賛成の挙手を求める。

教育長 議案第1号は賛成全員で承認された。

議案第2号 袖ヶ浦市立幼稚園保育料等の減免措置に関する規則の一部を
改正する規則の制定について

教育長 事務局に説明を求める。

教育部参事（学校教育課長）

子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令等が平成28年4月1日より施行されたことに伴い、低所得世帯・多子世帯等の経済的負担の軽減を図るため利用者負担の上限額に係る特例措置が講じられたことから、袖ヶ浦市立幼稚園保育料等の減免措置に関する規則の一部を改める必要があるため、袖ヶ浦市立幼稚園保育料等の減免措置に関する規則の一部を改正する規則の制定について、袖ヶ浦市教育委員会の議決を求めるものである。

改正の概要は、多子世帯に係る特例措置の拡充として、多子計算の算定対象となる者の範囲を拡大し、ひとり親世帯等については多子世帯の特例と併せ、保育料の減免を適用することとする。

改正後の影響は、保育料は対象者10人、229千円の減額、入園料の対象者5人、15千円の減額となる。

施行期日は平成29年4月1日とし、9月下旬に保護者へ案内をして10月下旬より還付処理を行っていく。

教育長 委員に質疑を求める。

山口教育長職務代理者

申請にあたって、どのような書類が必要となるのか。

教育部参事（学校教育課長）

様式第1号（第3条関係）の幼稚園保育料等減免措置申請書を保護者が記載して県へ提出してもらおう。

（他に質疑なし）

教育長 賛成の挙手を求める。

教育長 議案第2号は賛成全員で承認された。

日程第5 報告

報告第1号 「平成29年度千葉県教育予算及び人事に関する要望書」
について（千葉県市町村教育委員会連絡協議会・千葉県都市教育長協議会・千葉県町村教育長協議会の連名による要望）

教育長 事務局に説明を求める。

教教育総務課班長

平成29年度千葉県教育予算及び人事に関する要望書が、千葉県市町村教育委員会連絡協議会、千葉県都市教育長協議会及び千葉県町村教育長協議会の三団体の連名により、平成28年8月30日付けで千葉県教育委員会教育長あてに別冊のとおり提出されたので報告する。

本要望については、年度当初に君津地方教育委員会連絡協議会により照会して各教育委員会（市原・木更津・君津・富津市）からの要望を取りまとめ、三団体の連名により千葉県教育委員会教育長に提出したものである。要望の内容は、別冊の千葉県教育予算及び人事に関する要望書のとおりであるが、教育委員会の充実強化として2項目を、教育行政・教育内容として教職員の人事、定数及び配置、研修・会議等に関する事項、そして、教育財政、教育施設、生涯学習等に関する事項としてそれぞれ要望した。

教育長 委員に質疑を求める。

（質疑なし）

日程第6 その他報告

(1) 平成28年第3回（8月招集）袖ヶ浦市議会の報告について

教育長 事務局に説明を求める。

教育部次長（教育総務課長）

平成28年第3回（8月招集）袖ヶ浦市議会において、8名の議員から一般質問があり、うち5名から教育委員会に関する質問があったので報告する。

篠崎典之議員からは、「学校等教育施設および備品等の整備について」質問があり、「工事を伴うこともあり一時的に対応できない場合もあるが、学校運営の支障とならないよう優先して対応していく」と答弁した。

緒方妙子議員からは、「子ども・子育て支援新制度によって利用者負担

がどのように変わったか」との質問があり、「幼稚園の保育料については、現在、改定の検討を進めており、来年度早々に示したい」と答弁した。

励波久子議員から、子育て支援の中で「学校給食費の補助を拡大しないか」の質問に対しては「現状維持」と、「入学準備金について入学前の3月までに支給出来るよう改善しないか」の質問に対しては、「先進事例を研究していきたい」と答弁した。また、学校運営のあり方について、「大規模な学校となっている蔵波小学校の周辺での宅地開発が進んでいるが、今後の児童の状況をどのように考えているか」の質問に対しては、「平成30年度から31年度にかけて児童数がピークになり、1学級分程度の教室不足になるのではないかと想定されるが、その後は、児童数の減少が見込まれることから、仮設校舎による対応を検討していく」と答弁した。

笹生典之議員からは、「袖ヶ浦市の教育環境について」質問があり、これまで取り組んできたコンピュータ機器の整備状況やICT化について説明し、教育力の向上に対しては、「各種研修の実施により対応している」と答えた。また、「児童生徒の安全対策の強化について」の質問に対しては、「登下校安全ボランティアの活動状況の現状や安全教室での指導を徹底している」と答弁した。

篠原幸一議員からは、「市内小中学校の再編計画について」質問があり、「児童生徒数と学級数は、将来的には減少に向かうと推計している」と答えた。また、「君津市が策定した学校再編計画」については、「本市と状況が異なり、児童生徒数の増減に注視していく」、「平岡小学校幽谷分校の小規模特認校制度については、現在の制度利用者を踏まえて、できるだけ早い時期に方向性を定めたい」と答弁した。

教育長 委員に質疑を求める。

(質疑なし)

(2) 放課後児童クラブによる中川小学校校舎の目的外使用について

教育長 事務局に説明を求める。

教育総務課副参事

平成28年4月1日付けで福祉部長から、「放課後児童クラブによる中川小学校校舎の目的外使用について」協議があり、教育総務課、学校教育課及び子育て支援課で協議を進めた結果、方針がまとまったことから報告するものである。

学校との協議の中で、管理上の面、校舎の端にあり学校運営と遮断できること、広さなどから、最終的に教室棟 1 階東側の生活教室の利用で進んでいる状況である。

教育委員会としては、まず第一に、今回の目的外使用により学校施設に不足が生じないこと、次に、児童の安全及び教育環境への配慮が十分に行われ学校教育の円滑な実施に支障が生じるものでないかを念頭に協議・確認を行った。

その結果、中川小学校の児童数・学級数の推移から判断しても、今後とも児童数及び学級数の減少も見込まれることから、施設に不足を生じるものではないこと。また、主として放課後に利用するものであること、学校と子育て支援課との協議も進み、学校教育の円滑な実施に支障はないと判断できること等から、生活教室の目的外使用を許可しようとするものである。

なお、放課後児童クラブ運営上での児童の怪我や事故、施設の破損等については、教育委員会及び学校は責任を負わないことから、責任体制の明確化、運営に係る取り決め等の詳細を別途協議のうえ定めること、及び施設等の必要な整備は子育て支援課で行うことを条件としている。

山口教育長職務代理者

教育委員会の基本方針は、今回は中川小学校の個別事項としてであって、全体の余裕教室としての議論はされていないということによろしいか。

教育部次長（教育総務課長）

中川小学校校舎の目的外使用ということで、個別の事項である。

山口教育長職務代理者

福祉部長と教育部長との協議になっているが、市長と教育委員会との協議になるのではないのでしょうか。余裕教室を使用してよいという審議決定は誰がするものですか。

教育総務課副参事

教育財産の目的外使用については、専決事項として教育長から教育部長へ事務委任が下されている。長浦おかのうえ図書館の長浦サブセンターとして使用の際にも、同様に部長間で協議が進められた。

山口教育長職務代理者

このように学校全体の方針に関わるもので特に重要なものは、市長と教育長が協議して決定すべきと思うがいかがですか。

教育長 管理を任されているのは教育委員会であるので、基本的にどのような扱いをすべきか考えていく必要がある。

教育部次長（教育総務課長）

今回の基本方針が他に波及すると言うものではない。基本的に施設の有効利用という考えは変わらないと思っている。

山口教育長職務代理者

学校施設については、公共施設再編成備計画の中で市長が位置付けてあるのだから、全体的な議論を市長と教育委員会との間で行って余裕教室についての目的外使用の方針をたてておいた上で、個別の事項については部長間の協議としてよろしいかと思うがいかがですか。

教育部長 総合教育会議という場もあるので、何等かの形で手だてを講じていきたい。

教育長 行政委員会である教育委員会と市長部局と権限の問題でもあるので、法に照らしてどのようにするのが望ましいか確認する必要がある。

教育総務課副参事

山口教育長職務代理者の意見については、再度、確認して調整させていただきたい。

山口教育長職務代理者

中川小学校の生活科室を放課後児童クラブに使用する場合、昇降口はどこになるのか。

教育総務課副参事

現在、児童が使用している昇降口とは別に、窓がついている箇所を抜いて新たに出入り口を作る。

山口教育長職務代理者

駐車場はどのようにするのか。

教育総務課副参事

正門側から入り、新しくできた南側の門へ出るよう指導していく考えである。

(その他質疑なし)

(3) その他

(特になし)

※ 次の案件につきましては、袖ヶ浦市教育委員会会議規則第13条第1項第3号に該当するため、非公開となります。

・日程第4 議案第3号、第4号